

【イギリス】 2013 年王位継承法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 河島 太郎

* 2013 年王位継承法(c.20)は年少の男子が年長の女子に優先して王位を継承する原則等を改め、長年にわたりイギリス王室に適用されてきた王位継承に関する規範を変更するものである。

1 経緯

1979 年にスウェーデン、1983 年にオランダ、1990 年にノルウェー、1991 年にベルギーで男女を問わず長子に王位を伝えるよう王位継承法が改正され（注 1）、イギリスでも 1990 年代後期から同様の趣旨の議員提出法案が何本か提出されてきた（注 2）。

2011 年 4 月 29 日、王位継承順位第 2 位のウィリアム（William）王子が婚姻し、同年 10 月 28 日開催の英連邦首脳会議ではイギリスのキャメロン首相の提案により英連邦諸国中イギリスの君主を共通の君主とする国（以下「領国」）16 か国が男子優先の王位継承を改めること等で合意した（注 3）。イギリスの王位継承順位の変更は、必要に応じて立法措置等を講ずる各領国の承認が必要となる（注 4）。2012 年 12 月 3 日にウィリアム王子夫人キャサリン（Catherine）妃の懐妊が公表され、12 月 13 日には英連邦首脳会議の合意に沿って王位継承法案が下院に提出された。世論は速やかな法案成立を待望している等として政府がその審議の促進を求めた結果、法案は、僅かな修正を経て 2013 年 1 月 28 日に下院を、4 月 22 日には無修正で上院を通過し、4 月 25 日に女王の裁可を得て 2013 年王位継承法（c.20、以下「2013 年法」）が制定された。

2 概要

2013 年法は、本則 5 か条に附則を伴う。以下その概要を紹介する。

(1) 性別によらない王位継承(第 1 条)

従来のイギリスでは、土地の世襲相続に関するかつてのコモン・ロー（慣習法）上の原則である長男子単独相続制に従って、王位が王の直系の子孫（これがないときは最近親の傍系の子孫）に男子優先で女子にも伝えられてきた（注 5）。2013 年法は、この原則を性別によらないで王位継承の順序を決定するように改めた。ただし、同法の施行前にウィリアム王子夫妻に最初に女子が、その後男子が生まれた場合には、王子夫妻の長女に先順位で王位を伝えるため、同法第 1 条の規定は前述の英連邦首脳会議が行われた 2011 年 10 月 28 日以降に生まれた者に遡及的に適用することとされた。

(2) カトリックとの婚姻に係る欠格事由の撤廃(第 2 条・附則第 2 条・第 3 条)

宗教改革後のイギリスではカトリックのジェームズ 2 世（James II）を事実上廃位する名誉革命が起き、17 世紀末から 18 世紀初頭にかけて制定された権利章典（1688

c.2) や王位継承法 (1700 c.2) では、プロテスタントであることが君主の要件とされるだけでなく、カトリックとの婚姻が王位継承の欠格事由とされている。2013 年法は、カトリックと婚姻した者も君主としての資格を失わない旨を定め (第 2 条第 1 項)、併せて権利章典や王位継承法を改正して当該欠格事由を撤廃した (附則第 2 条・第 3 条)。

(3) 婚姻に君主の同意が必要な王族の範囲の限定 (第 3 条)

1772 年王族婚姻法 (c.11) は、ジョージ 2 世 (George II) の子孫 (外国の家に嫁した王女を除く。) が君主による事前の同意を得ないでした婚姻を無効とする (第 1 条)。2013 年法は、1772 年王族婚姻法を廃止し (2013 年法第 3 条第 4 項)、①婚姻に君主の同意が必要な王族の範囲を王位継承順位の第 6 順位以内の者に限る旨 (2013 年法第 3 条第 1 項) 及び②君主の同意を得ないでした婚姻自体は無効としないで、当該婚姻による子孫には王位継承の資格がない旨の規定を設けた (2013 年法第 3 条第 3 項)。

(4) その他 (第 4 条・第 5 条・附則)

2013 年法には、その施行に伴う関係法律の整理等に関する規定がある (第 4 条・附則)。2013 年法の大半の規定は、枢密院議長が命令で定める時から施行する (第 5 条第 2 項)。なお、各領国における所要の立法措置その他の事項に関し何らかの不測の事情が生じたときはこれに応じ各規定を段階的に施行することができるよう (注 6)、当該各規定ごとに異なる施行日時を定めることができるものとされている (同条第 3 項)。

注 (インターネット情報は 2013 年 9 月 24 日現在である。)

- (1) 山田邦夫「諸外国の王位継承制度—各国の憲法規定を中心に」『レファレンス』 656 号, 2005.9, pp.82-95. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999874>>
- (2) Department of Information Services, "Attempts to amend Crown succession: Parliamentary Information List", *Standard Note*, SN/PC/04663, 3 May 2013 (last update). <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN04663>>
- (3) "Agreement in Principle among the Realms", Commonwealth Heads of Government Meeting (CHOGM) 2011 Website. <http://www.chogm2011.org/Resources/Latest_News/agreement-principle-among-realms.html>
- (4) Paul Bowers, "Succession to the Crown Bill 2012-13: Bill No. 110 2012-13", *Research Paper*, RP12/81, House of Commons Library, 19 December 2012, pp.7-8, 20-24 <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP12-81>>; Statute of Westminster 1931 (c.4), preamble.
- (5) 山田 前掲注(1), p.84; *Halsbury's Laws of England*, 4th. ed. reissue, Vol.8(2), para.34; Vol.12(1), para.10.
- (6) Bowers, *op.cit.*(4), pp.14-15.

参考文献

- ・ Succession to the Crown Act 2013 – Explanatory Notes. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/20/notes>>